

平成 31年 3月 22日

## 動物実験体制 平成 30年度自己点検・評価チェックシート

動物実験委員会

委員長 清水善和



○機関内規程の策定 (基本指針、日本学術会議ガイドラインを参考にする)

- 機関の長が定める規程であること。
- 動物実験施設の整備及び管理方法、動物実験の具体的実施方法等を定めた規程であること。
- 各種様式の妥当性

コメント欄

「駒澤大学動物実験に関する指針」および「駒澤大学動物実験委員会規程」の改正が必要であり、委員会にて審議し、改正案を了承した。

○委員会の設置

- 機関の長が委員会を設置していること

コメント欄

○委員会の役割

- 機関の長の諮問を受けて、動物実験計画の審査を行い、その結果を機関の長に報告する。
- 動物実験計画の実施結果について、報告を受け、必要な助言を行う。

コメント欄

「学長からの諮問を受けて」という点について、「駒澤大学動物実験に関する指針」の改正が必要であり、委員会にて審議し、改正案を了承した。

○委員構成

- 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 実験動物に関して優れた識見を有する者
- その他学識経験を有する者

コメント欄

○動物実験計画の立案・審査・承認

- 動物実験責任者は、動物実験開始の前に、動物実験計画を申請する。
- 動物実験委員会で審査（3R、施設、安全管理）
- 機関の長が、承認または却下する。

コメント欄

「機関の長が、承認または却下する」の点について、「駒澤大学動物実験に関する指針」および「駒澤大学動物実験委員会規程」の改正が必要であり、委員会にて審議し、改正案を了承した。

○動物実験計画の実施結果の把握と助言

- 機関の長は、動物実験の終了後、実施結果の報告（結果の概要、使用動物数、変更等）を受ける。
- 委員会は、この報告について、必要に応じて機関の長に助言する。
- 機関の長は、この報告について、必要な措置を講じる。

コメント欄

各書類の提出宛先について委員長宛となっているが、「駒澤大学動物実験に関する指針」および「駒澤大学動物実験委員会規程」の改正後、学長宛と改める予定である。

○教育訓練の実施

- 実施責任者は、機関の長
- 対象者は、動物実験実施者等（飼養保管に従事する者を含む）
- 教育訓練内容（実験・飼養に必要な基礎知識の修得、動物実験に係る者の資質向上に必要な措置）

コメント欄

○自己点検・評価

- 機関の長は、機関における動物実験等の基本指針への適合性を自己点検・評価する。

コメント欄

○情報公開

- 機関内規程
- 自己点検・評価の結果
- 実験動物の飼養保管状況
- 動物実験実施状況

コメント欄

実験動物の飼養保管状況（2019年2月現在）について、ホームページ公開情報に掲載した。

○飼養保管基準の遵守状況

- 実験動物管理者飼養保管施設に、実験動物管理者を置く。
- 飼養保管基準の策定・周知
  - 飼養保管方法（給餌、給水、健康管理、検疫等）
  - 施設の構造（空間の確保、温湿度、換気、衛生的な構造）
  - 生活環境の保全
- 危害防止（逸走しない構造と強度の施設、施設の保守、動物の状態確認、関係者以外の立ち入り制限）
- 逸走時の対応（危害を加える恐れのある動物の逸走時の対応方法）

コメント欄